日調連発第２８３号
平成２７年1月２７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）について（依頼）

この度、法務省大臣官房長から当職あてに、別添のとおり「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の周知についての依頼がありましたので、所属会員への対応につき配意くださるようお願いします。

法務省秘個第６号
平成２７年１月２２日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　林　　千　年　殿

法務省大臣官房長　黒　川　弘　務

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）について

今般，特定個人情報保護委員会事務局長から，別添のとおり，当省の関係団体等に対する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の周知要請がありました。

ついては，貴団体におかれましては，特定個人情報の適正な取扱いについて，御対応をお願いします。

また，貴傘下法人等に対し，ガイドラインを周知いただくようお願いします。

なお，ガイドライン等に関する御質問については，以下の窓口にお問い合わせください。

○ガイドラインに関する御質問
特定個人情報保護委員会事務局　03-6441-3693
・ガイドラインの掲載先（特定個人情報保護委員会ホームページ）
http://www.ppc.go.jp/legal/policy/

○マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関するお問合せ
マイナンバーコールセンター
0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）
受付時間：平日９時３０分～１７時３０分（土日祝日・年末年始を除く）
・マイナンバー制度に関する情報
社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

特個第５０７号
平成26年12月24日

（別記１）に記載の部局長　殿

特定個人情報保護委員会事務局長
（公　印　省　略）

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
の関係団体等への周知について（依頼）

この度、当委員会において「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）を決定し、平成26年12月11日に公布したところです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、平成27年10月（予定）以降、全国民に個人番号が付番されることとなります。これを受け、行政機関、事業者等において、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う全ての者に番号法が適用されます。

ガイドラインは、番号法第4条及び第37条に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めているものです。

貴府省庁においては、上記趣旨をご理解いただき、関係団体等に対しガイドラインを周知いただくようお願いします。

なお、ガイドラインは、関係資料と併せて当委員会のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（添付資料）マイナンバー制度及びガイドラインについて

（参考）当委員会ホームページ掲載資料
http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/guideline/guideline.html
（平成27年1月15日にURLが変更されます。）
〈掲載資料〉
・ガイドライン
・Q&A
・マイナンバーガイドライン入門

（別記１）

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の関係団体等への周知について（依頼）」送付先

（個人情報保護関係省庁連絡会議のメンバー）

内閣審議官

内閣府大臣官房長

警察庁長官官房長

金融庁総務企画局長

消費者庁次長

復興庁統括官

総務省大臣官房長

総務省大臣官房地域力創造審議官

総務省行政管理局長

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）

農林水産省大臣官房長

経済産業省商務情報政策局長

国土交通省総合政策局長

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長

マイナンバー制度、はじまります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成２７年１０月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ１２桁の番号です。
・平成２８年１月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

行政手続が、早く、簡単 かつ 正確に行えるようになります。

・社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

事業者のみなさまは、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
・個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。

➡ そのため、特定個人情報保護委員会では、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説したガイドラインを作成しています。

※ガイドラインでは、中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。

マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は マイナンバー で検索。　又は０５７０－２０－０１７８（マイナンバー）へお問い合わせください。

（受付時間）土日祝日、年末年始を除く9:30～17:30

マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります。

特定個人情報…マイナンバーをその内容に含む個人情報

マイナンバーには、利用、提供、収集・保管の制限があります。

・マイナンバーの利用、提供、収集・保管は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務を行う場合に限定されています。
・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などのために必要がある場合に限り、マイナンバーを扱うこととなります。
・マイナンバーを扱う必要がなくなった場合は、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。

・事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、従業者を監督し、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
・事業者は、委託先に対する法律上の監督責任があります。
・マイナンバーを扱う事務の委託を受けた者が再委託を行うには、委託者の許諾を得る必要があります。

ガイドラインでは、これらのマイナンバーの取扱いについて具体例を用いて解説しています。

中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。

ぜひ、**ガイドライン（事業者編）** 特定個人情報保護委員会 をご覧ください。

※　特定個人情報保護委員会では、ガイドラインに関する経済団体向け説明会を実施しております。
ご要望は kouhou.bangou@ppc.go.jp 又は 03-6441-3685まで　（受付時間）土日祝日、年末年始を除く9:30～17:30



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん